

子育て世帯への臨時特別給付金（市独自分）について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し支給する臨時特別給付金に、市独自の上乗せをして支給する。

2 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（特例給付を除く）の受給者
 ※対象児童・・・児童手当（特例給付を除く）令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童を含む）

3 給付額

対象児童1人当たり5千円（子育て世帯への臨時特別給付金との合計1万5千円）

4 給付方法

支給対象者へ「給付金のお知らせ」を送付し、「希望しない場合等の申出書」の提出があったもの以外、児童手当登録銀行口座等への振込（公務員は、申請に基づき別支給）

5 給付日

令和2年6月15日（予定）

6 事業費

令和2年5月18日 臨時議会上程

【歳出予算】

（単位：円）

区分	科目	内訳	金額
給付費	負担金、補助及び交付金	(5,000円×対象児童12,134人)	60,670,000

7 スケジュール

- 5月18日 臨時議会上程
市のホームページ・840メール配信、やしお子育て応援ナビで周知
- 5月22日 「給付のお知らせ」発送
- 6月10日 広報掲載
- 6月15日 給付（予定）

【連絡先】

子育て福祉部 子育て支援課
 担当 千葉 内線406